

新（R71015 改定版）	現 行
【第Ⅳ編】 建築関係工事における「週休 2 日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～2 （省略） 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休 2 日交替制の実施が困難な工事や地域の実情等により 対応が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休 2 日の実施を希望する場合は、受発 注者協議の上で試行の対象とすることができる。 4 （省略） 5 積算方法等 (1) 補正方法 週休 2 日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる 工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労 務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 ①月単位の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） <u>1. 0 2</u> ②通期の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） <u>補正なし</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、月単位の 4 週 8 休以上を前提に(1)①により労務費を補正し て工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が月単位の 4 週 8 休に満たない場合 _____ は、 補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。 6～9 （省略） 1 0 その他 (1) ～(3) （省略） (4) アンケート調査等の実施 週休 2 日促進工事を実施した場合は、<u>任意で</u>アンケート調査等を実施し、週休 2 日確 保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。	【第Ⅳ編】 建築関係工事における「週休 2 日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1～2 （省略） 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休 2 日交替制の実施が困難な工事 _____ 等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休 2 日の実施を希望する場合は、受発 注者協議の上で試行の対象とすることができる。 4 （省略） 5 積算方法等 (1) 補正方法 週休 2 日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる 工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労 務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 ①月単位の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） <u>1. 0 4</u> ②通期の 4 週 8 休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上） <u>1. 0 2</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、月単位の 4 週 8 休以上を前提に(1)①により労務費を補正し て工事費を積算する。 現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が月単位の 4 週 8 休に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、<u>通期の 4 週 8 休に満たない場合は、</u> 補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。 6～9 （省略） 1 0 その他 (1) ～(3) （省略） (4) アンケート調査等の実施 週休 2 日促進工事を実施した場合は、_____ アンケート調査等を実施し、週休 2 日確 保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

新（R71015 改定版）	現 行
附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。</u>	附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 _____ _____

新（R71015 改定版）	現 行
【第Ⅴ編】 建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1 （省略） 2 用語の定義 （1）（省略） （2）週休2日交替制促進工事 対象期間において、月単位または通期で技術者及び技能労働者が交替しながら、<u>週休2日交替制</u>を実施したと認められる工事をいう。 （3）～（5）（省略） （6）4週8休以上 ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 <u>また、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。</u> 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事<u>や地域の実情等により対応が困難な工事</u>等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。 4 （省略）	【第Ⅴ編】 建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1 （省略） 2 用語の定義 （1）（省略） （2）週休2日交替制促進工事 対象期間において、月単位または通期で技術者及び技能労働者が交替しながら、<u>4週8休以上の休日</u>を確保したと認められる工事をいう。 （3）～（5）（省略） （6）4週8休以上 ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 _____ _____ 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事 _____ _____等を除く全ての工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。 4 （省略）

新（R71015 改定版）	現 行
5 積算方法等 (1) 補正方法 週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 ① 月単位の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上） <u>1.02</u> ② 通期の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上） <u>補正なし</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、月単位の4週8休以上を前提に(1)①により労務費を補正して工事費を積算する。 休日率の達成状況を確認し、休日率が月単位の4週8休に満たない場合 <u>は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u> 6～9 （省略） 10 その他 (1)～(3) （省略） (4) アンケート調査等の実施 週休2日促進工事を実施した場合は、<u>任意で</u>アンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年10月15日以降に起工する工事から適用する。</u>	5 積算方法等 (1) 補正方法 週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 ① 月単位の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上） <u>1.04</u> ② 通期の4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上） <u>1.02</u> (2) 積算及び変更方法 当初の予定価格から、月単位の4週8休以上を前提に(1)①により労務費を補正して工事費を積算する。 休日率の達成状況を確認し、休日率が月単位の4週8休に満たない場合、<u>補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u> 6～9 （省略） 10 その他 (1)～(3) （省略） (4) アンケート調査等の実施 週休2日促進工事を実施した場合は、<u> </u> アンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。 附 則 この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。 附 則 この要領は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。 <u> </u>

新（R71015 改定版）	現 行
【第Ⅵ編】 建築関係工事における「完全週休 2 日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1 （省略） 2 用語の定義 (1)完全週休 2 日 対象期間の <u>全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うとされている場合は、受発注者間で、協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所に指定するものとする。完全週休 2 日に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。</u> また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。 (2) 週休 2 日交替制促進工事 完全週休 2 <u>日を行ったと認められる工事をいう。</u> <u>完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。</u> (3) （省略） (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 <u>また、降雨、降雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。</u>	【第Ⅵ編】 建築関係工事における「完全週休 2 日促進工事」試行要領 （建築関係工事編） 1 （省略） 2 用語の定義 (1)完全週休 2 日 <u>対象期間中の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で 4 週 8 休（現場閉所率 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。</u> また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。 (2) 週休 2 日交替制促進工事 <u>土日の現場閉所を原則とし、かつ 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。</u> (3) （省略） (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

新（R71015 改定版）	現 行
(5) （省略） (6) 休工対象 <u>(1) のほかに</u>事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など も土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。 また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」、「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事や地域の実情等により対応が困難な工事等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。 4 （省略） 5 積算方法等 (1) 補正方法 完全週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）及び現場管理費を補正する。 労務費 1. 0 2 現場管理費 1. 0 1	(5) （省略） (6) 休工対象 <u>対象期間中の各週における「土曜日・日曜日」とする。</u> 事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は 土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。 また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」、「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。 (7) 4週8休以上 <u>対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。</u> 3 対象工事 社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事 等を除く、福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。 なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。 4 （省略） 5 積算方法等 (1) 補正方法 完全週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。 <u>4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）</u> 1. 0 4

[illegible]